



平成 23 年 7 月 14 日

各位

会 社 名 株式会社日本エム・ディ・エム
代表者名 代表取締役社長 大川 正男
(コード番号 7600 東証一部)
問合せ先 I R 部 棟 近 信 司
(03-3341-6705)

決算期変更及び定款一部変更に関するお知らせ

株式会社日本エム・ディ・エム（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：大川 正男）は、本日開催の取締役会において平成23年8月19日開催予定の第39回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、下記のとおり決算期を変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 決算期変更の内容

現在 : 毎年5月31日

変更後: 毎年3月31日

決算期変更の経過期間となる第40期は、平成23年6月1日から平成24年3月31日までの10ヶ月決算となる予定です。

2. 変更の理由

将来適用が検討されている国際財務報告基準（IFRS）に規定されている連結会社との決算期統一の必要性に対応するため。また、当社の決算期を変更し米国子会社を含むグループ全体の決算期を統一することにより、当社グループの連結ベースでの予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図るため。

3. 定款変更の内容

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
(変更前) (株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>8</u> 月	(変更後) (株主総会の招集) 第12条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月

<p>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>5</u>月31日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>6</u>月1日から翌年<u>5</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>5</u>月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>1</u>月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(事業年度)</p> <p>第42条 当社の事業年度は、毎年<u>4</u>月1日から翌年<u>3</u>月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3</u>月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第44条 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9</u>月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>第42条(事業年度)の規定にかかわらず、第40期事業年度は、平成23年6月1日から平成24年3月31日までの10ヶ月間とする。</u></p> <p>第2条 <u>第44条の規定にかかわらず、第40期事業年度の中間配当の基準日は、平成23年11月30日とする。</u></p> <p>第3条 <u>前2条および本条は、第40期事業年度経過後、これを削除する。</u></p>
--	---

4. 日程

第39回定時株主総会開催日	平成23年8月19日
定款変更の効力発生日	平成23年8月19日

5. 今後の見通し

第40期(平成23年6月1日から平成24年3月31日まで)の業績見通しにつきましては、本日公表の「平成23年5月期連結決算短信」に記載のとおりであります。

以上